

滋賀県食の安全・安心推進条例の概要図

前文

条例制定の背景

第1章 総則

目的(第1条)

県民の健康の保護を図る
より安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与する

定義(第2条)

基本理念(第3条)

食の安全・安心の確保は、
県民の健康の保護が最重要との認識の下に、危害の未然防止とその
仕組みに対する信頼確保を旨として行う
科学的知見等の合理的根拠に基づき行う
供給と消費に関連するすべての工程で関係者が措置を講じて行う
県民、関係事業者、県の相互理解と協力の促進を旨として行う

関係者の責務・役割(第4条 - 第6条)

関係事業者の責務

食の安全・安心の確保に
関し第一義的責任を認識
し、必要な措置を実施
健康被害の拡大・防止の
ための措置の実施
県の施策への協力

県の責務

食の安全・安心の
確保に関する施
策の総合的な策
定および実施

県民の役割

知識と理解の向上、
施策への意見表明
自らの取扱いによ
る事故などの防止
県の施策への協力

国、他の地方公共団体および県民等との連携協力(第7条)

広域的事案に対応するための国、他の地方公共団体との連携協力
施策推進のための市町との連携協力
施策推進のための県民、関係事業者、各種団体との連携協力

施策・取組

第2章 推進計画等

推進計画の策定、公表(第8条)
毎年度の施策の実施状況の公表(第9条)
県民、関係事業者などからの施策に関する提案(第10条)

第3章 食品の安全性の確保

生産者の取組(第11条)
食品等事業者の取組(第12条)
高度な衛生管理が行われる工程の認証(第13条 - 第16条)
輸入業の届出(第17条)
生産者、食品等事業者による健康被害情報等の報告(第18条)
自主回収(第19条)
勧告・公表(第20条)、体制整備命令(第21条)
おもちゃへの準用(第22条)
適正な表示の確保(第23条)
危機管理体制の整備(第24条)

安全に関する事項

第4章 食への安心感の醸成

食育等を通じた正しい知識の普及啓発(第25条)
生産者・食品等事業者の自主的な取組の周知(第26条)
情報および意見の交換の機会の提供(第27条)
地産地消の推進(第28条)

安心に関する事項

第5章 審議会

滋賀県食の安全・安
心審議会の設置
(第29条 - 第30条)

第6章 雑則

報告聴取
立入調査
(第31条)
規則への委任
(第32条)

第7章 罰則

体制整備命令違反に対す
る罰金(第33条、第34条)
輸入業の届出義務違反、
不正な認証取得に対する過
料(第35条)

安全（＝食による健康被害の防止）【第3章】

問題のある食品の生産・製造の防止

生産者と食品事業者の自主的な安全性管理の推進

1 自主管理の向上

- (1) 生産者の生産工程管理（GAPなど）の取組および生産に係る記録（保存）の努力義務、県の普及支援
- (2) 食品等事業者の製造記録（保存）の努力義務、県の支援
- (3) 製造者等の自主衛生管理の向上の努力義務、県の普及支援
- (4) 高度な自主衛生管理（S-HACCP）の取組みの県独自の認証

2 指導・検査のための事業の把握

県内の食品輸入業者の届出義務

問題のある食品の流通拡大の防止

問題のある食品の流通を早期に把握するためのしくみ

1 生産者・食品等事業者の健康被害情報等の報告義務

食品衛生法違反を把握した場合、消費者から食中毒情報を得た場合等の生産者・食品事業者の報告義務

2 生産者・食品等事業者の自主回収の報告義務

自主回収着手時等の生産者・食品事業者の報告義務

3 報告を受けた事項についての勧告・公表

知事が必要と認めた場合の勧告・公表

消費被害段階での

消費者自らが適切に行動する上での県の支援

適正表示の確保、消費者への知識の普及

- (1) 適正な表示に関する生産者、食品事業者への指導・助言
- (2) 表示の内容等についての県民への啓発

管危機

県の危機管理体制の整備

県の危機管理体制の整備

安心（＝食の安全性への信頼の確保）【第4章】

食に関する理解するの消費向上

食に関する正しい知識の消費者への普及

学習機会の提供

食育その他の学習機会を通じた、食に関する知識の消費者への普及

生産者・食品事業者に対する相互理解・親近感の向上、消費者の信頼向上

食の安全確保のための生産者・食品事業者の取組みについての消費者への情報提供

生産者・食品事業者と消費者との相互の交流の拡大

1 取組内容の周知

- (1) 生産者・食品事業者の取組みに関する県の措置の周知
- (2) 県の推進計画の公表、毎年度の取組み状況の公表
- (3) 3者間での情報交換・意見交換の機会の提供

2 地産地消の推進

生産振興、情報提供・普及啓発を通じた地産地消の推進